

# 令和2年度第1回埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議

## 次 第

日 時：令和2年6月8日（月）

13:30～14:30

場 所：WEB 開催（県庁本庁舎庁議室）

### 1 開会

### 2 委員紹介

### 3 議事

#### （1）委員長選出

#### （2）事務局説明

ア 埼玉県ケアラー支援条例について

イ 埼玉県ケアラー支援計画策定スケジュールについて

ウ ケアラー・ヤングケアラーに関する実態調査について

#### （3）意見交換

### 4 その他

### 5 閉会

## 埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議委員名簿

任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日

No.	氏名	所属・役職	分野
1	イシヤマ レイコ 石山 麗子	国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 教授	学識
2	シバヤ トモコ 澁谷 智子	成蹊大学文学部現代社会学科 教授	
3	ハヤシ ヒロエ 林 裕栄	埼玉県立大学保健医療福祉学部看護学科 教授	
4	タナカ ハジメ 田中 一	特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会 代表理事	関係団体
5	ハナマタ ヨシ代 花俣 ふみ代	公益社団法人認知症の人と家族の会 埼玉県支部 代表世話人	
6	ホリヨシ エイコ 堀越 栄子	一般社団法人日本ケアラー連盟 代表理事	
7	アリイ ユウジ 有井 勇司	公募委員	一般公募
8	タキサワ レイコ 滝澤 玲子	公募委員	
9	ヒロサワ ケンイチ 廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事	事業者
10	ヒラオ ミキオ 平尾 幹雄	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 事務局長	労働者
11	ハセベ トモコ 長谷部 朋子	春日部市第6地域包括支援センター センター長	支援機関
12	イシヤマ ヒデオ 石山 英雄	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 次長	
13	イイダ アツシ 飯田 敦	埼玉県高等学校長協会 会長	教育機関
14	コジマ ジュンジ 小島 淳史	さいたま市保健福祉局長寿応援部 いきいき長寿推進課 課長補佐	行政機関
15	カネコ ナオシ 金子 直史	埼玉県福祉部地域包括ケア局長	

(敬称略・順不同)

## 埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 ケアラー支援のための各種施策の推進を目的として、埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 有識者会議は、委員20人程度をもって組織する。

2 有識者会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

### (委員)

第3条 有識者会議の委員は、ケアラーに関しての学識経験者、ケアラー支援に関する活動を行う者、社会福祉に関する活動を行う者、地域福祉に関する活動を行う者、民間企業者団体、労働者団体、行政機関の職員及び公募による県民等のうちから福祉部長が選任する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会議)

第5条 有識者会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (関係者の出席)

第6条 有識者会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

### (部会)

第7条 有識者会議には、部会を置くことができる。

2 部会に関して必要な事項は、別に要綱で定める。

### (事務局)

第8条 有識者会議に事務局を置き、その事務は福祉部地域包括ケア課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月23日から施行する。

## 全国初のケアラー支援に関する条例として、令和2年3月31日に公布・施行

### 目的(第1条)

ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指す。

### 定義(第2条)

#### ケアラー

高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者

#### ヤングケアラー

ケアラーのうち、18歳未満の者

### 基本理念(第3条)

ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

### 県の責務(第4条)

- ・ケアラー支援に関する施策の実施等

### 県民・事業者の役割(第5・6条)

- ・ケアラー支援の必要性の理解
- ・県・市町村の施策への協力
- ・従業員の勤務の配慮・支援

### 関係機関の役割(第7・8条)

- ・県・市町村の施策への協力
- ・日常的に(ヤング)ケアラーに関わる可能性の認識、健康状態・教育機会の確保の確認、支援の必要性の把握

### 推進計画(第9条)

- ・(ヤング)ケアラーの支援に関する基本方針
- ・(ヤング)ケアラーの支援に関する具体的施策 等

### 主要な施策等(第10条～第14条)

- ・広報啓発活動
- ・民間支援団体等による支援推進のための情報提供等
- ・支援を担う人材の育成
- ・支援体制の整備
- ・必要な財政上の措置

# 埼玉県ケアラー支援計画策定スケジュール

資料2

	令和2年							令和3年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有識者会議	★有識者会議① ・実態調査項目等の検討	★有識者会議② ・ケアラー支援施策の検討				★有識者会議③ ・実態調査結果報告 ・計画骨子(案)の検討			★有識者会議④ ・計画(案)の検討	
実態調査		・ケアラー実態調査実施 ・ヤングケアラー実態調査実施	・集計・入力・分析							
計画策定作業	・施策体系の検討、整理、 計画たたき台の作成		・計画骨子(案)の作成			・計画(素案)の作成			・計画(案)の作成	
その他						★社会福祉審議会 ・計画骨子(案)の報告		県民コメント		◆県議会 への報告

計  
画  
策  
定

## ケアラー及びヤングケアラー実態調査（概要）

### 1 ケアラー実態調査

(1) 調査対象・数

高齢者等の介護者 約 1,500 人（回収率目標 80%）

(2) 調査方法

県内の各地域包括支援センター及び介護者サロンへ調査票を送付し、介護者（ケアラー）に対し調査票への回答を依頼する。

介護者（ケアラー）は回答後、地域包括支援センター・介護者サロンに調査票を提出し、県に送付する。

※県内地域包括支援センター 283 か所

県内介護者サロン 34 か所（令和 2 年 4 月 1 日現在）

(3) 調査項目

・別添ケアラー実態調査項目案のとおり

（A 3 両面二つ折り、選択式 20 問程度、記述式 1 問程度）

### 2 ヤングケアラー実態調査

(1) 調査対象・数

県内の高校 2 年生 約 55,000 人（回収率目標 80%）

(2) 調査方法

県内の各高校へ調査票を送付し、高校を通じて生徒に回答を依頼する。  
生徒の回答を高校において回収後、県に郵送する。

※県立高校 139 校、市立高校 5 校、私立高校 48 校、国立高校 1 校

(3) 調査項目

別添ヤングケアラー実態調査項目案のとおり

（A 3 両面二つ折り、選択式 20 問程度、記述式 1 問程度）

### 3 その他

(1) 上記 2 については、教育委員会と調整中

(2) ヤングケアラーからの相談を受ける可能性のあるスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等への調査を別途実施に向けて調整中

# 埼玉県ケアラー支援計画のための ケアラー実態調査票

## 調査にご協力をお願い

- ◎ ケアラーとは高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人、その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する方です。
- ◎ ケアラーの方には様々な負担があるにも関わらず、社会的な認知度は高いとは言えず、悩みを抱えたまま生活しているケアラーの方は少なくありません。
- ◎ 県は、このようなことを踏まえ、ケアラーの方々をさらに支援していくための計画（「埼玉県ケアラー支援計画」）を作ることにしました。
- ◎ 計画には、県や県民の方々がこれから取り組むべきことを定めます。そのために、できるかぎり皆様のご意見を反映させたいと考えています。お忙しいとは存じますが、ぜひ調査へのご協力をお願いします。

### (お問い合わせ先)

埼玉県福祉部地域包括ケア課 地域包括ケア担当

電 話：048-830-3256

FAX：048-830-4781

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

## この調査に関するお知らせ

- ◎ この調査は無記名で行います。また、回答は自由ですので、回答しなくてもあなたに不利益は全くありません。
- ◎ また、ご回答いただける場合でも、答えにくい質問は、お答えいただかなくても構いません。無理のないようにお願いします。
- ◎ 回収した調査票は厳重に保管し、集計後は速やかに破棄します。
- ◎ 集計はデータを統計的に処理して行いますので、今後、ご協力いただいた方が特定されることはありません。
- ◎ 集計結果は県のホームページなどで公表します。これを今後のケアラー支援施策のために活かしてまいります。

## ケアラー（介護者）実態調査 調査項目案

21項目（内複数回答可10項目、自由記述1項目）

### 1 ケアラー（介護者）御自身について

(1) 性別・年齢

→  男  女 ( ) 歳

(2) 介護をしている期間

→  10年以上  5年以上10年未満  3年以上5年未満  
 1年以上3年未満  1年未満

(3) 介護の頻度

→  毎日週3～6日  週1～2日  月に数日  
 その他 ( )

(4) 1日に介護をしている時間

→  8時間以上  4時間以上8時間未満  1時間以上4時間未満  
 1時間未満

(5) 自身の健康状態について (複数回答可)

→  介護による身体的不調（腰が痛いなど）  
 介護による精神的不調（気分の落ち込みなど）  睡眠不足・持病がある・  
 特に問題ない  その他 ( )

### 2 御自身の就労等状況について

(1) ご自身の現在の就労等の状況について

→  正規職員  非正規職員  自営業  主婦（夫）  
 介護のため退職  就労経験なし  その他 ( )

(2) (就労している場合) 介護中も就労を続けられている理由 (複数回答可)

→  介護保険サービスの利用  家族のサポート  
 職場の配慮 ⇒ (3)へ  その他

(3) 「職場の配慮」とはどのような配慮ですか (複数回答可)

→  勤務時間の短縮  配置転換  勤務地変更  
 介護休暇の取得  相談先の紹介  その他 ( )  
 特になし





(6) ご自身以外で介護にかかわっている人はいますか

→  はい  いいえ

(7) 「はい」と答えた場合その方はどなたですか (複数回答可)

→  父  母  兄弟、姉妹  子供  
 親戚  その他 ( )

#### 4 介護保険サービス、支援等の利用状況について

(1) 利用している (したことがある) 公的サービス (複数回答可)

→  通所介護 (デイサービス)  通所リハ (デイケア)  訪問介護  
 訪問看護  訪問入浴  訪問リハ  
 定期巡回  ショートステイ  
 認知症グループホーム  小規模多機能型居宅介護  
 配食サービス  移送支援サービス  特になし

(2) その他に利用している (したことがある) 支援について (複数回答可)

→  介護者サロン  認知症カフェ  その他 ( )

#### 5 介護に関する相談について

(1) 介護の悩みを相談したことがありますか

→  はい  いいえ

(2) 「はい」と答えた場合どこに相談をされましたか (複数回答可)

→  市町村  地域包括支援センター  
 子育て支援関係機関  障害者支援関係機関  
 民間支援団体 (NPOなど)  家族  友人  
 その他 ( )



## 埼玉県ケアラー支援計画のための ヤングケアラー実態調査票

### 調査にご協力をお願い

- ◎ ケアラーとは高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人、その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する方です。ヤングケアラーとはケアラーのうち、18歳未満の方です。
- ◎ ヤングケアラーの方には様々な負担があるにも関わらず、社会的な認知度は高いとは言えず、悩みを抱えたまま生活している方は少なくありません。
- ◎ 県はこのようなことを踏まえ、ケアラー、ヤングケアラーの方々をさらに支援していくための計画（「埼玉県ケアラー支援計画」）を作ることになりました。
- ◎ 計画には、県や県民の方々がこれから取り組むべきことを定めます。そのために、できるかぎり皆様のご意見を反映させたいと考えています。お忙しいとは存じますが、ぜひ調査へのご協力をお願いします。

#### (お問い合わせ先)

埼玉県福祉部地域包括ケア課 地域包括ケア担当

電話：048-830-3256

FAX：048-830-4781

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

### この調査に関するお知らせ

- ◎ この調査は無記名で行います。また、回答は自由ですので、回答しなくてもあなたに不利益は全くありません。
- ◎ また、ご回答いただける場合でも、答えにくい質問は、お答えいただかなくても構いません。無理のないようにお願いします。
- ◎ 回収した調査票は厳重に保管し、集計後は速やかに破棄します。
- ◎ 集計はデータを統計的に処理して行いますので、今後、ご協力いただいた方が特定されることはありません。
- ◎ 集計結果は県のホームページなどで公表します。これを今後のケアラー支援施策のために活かしてまいります。

## ヤングケアラー実態調査 調査項目案

17項目（内複数回答可6項目、自由記述1項目）

### 1 基本情報

(1) 家庭内又は身近に自分がお世話をしている人はいますか

→  はい  いいえ⇒5△

(2) 「はい」と答えた場合、その人に対してどんなことをしていますか（複数回答可）

→  家事  育児  外出補助  
 通院補助  その他（ ）

(3) お世話は誰と行っていますか（複数回答可）

→  父  母  祖母  祖父  
 兄弟、姉妹  自分のみ  その他（ ）

(4) お世話をすることになっている理由（複数回答可）

→  親が仕事で忙しい  親が育児をしている  
 親が介護をしている  親の体調不良  親の精神疾患  
 家族の中でお世話の担い手がない  
 家族の中でお世話の担い手が少ない  その他（ ）

### 2 自身の情報について

(1) 自身の健康状態について

→  良好  おおむね良好  普通  
 やや不良  不良

(2) お世話により自身の生活に支障が生じていることはありますか

→  ある  ない⇒3△

(3) どのようなことに支障が生じていますか（複数回答可）

→  勉強の時間が取れない  部活ができない  
 睡眠不足で授業に影響が出ている  学業の成績が落ちてしまった  
 友人と遊ぶことができない  自分の時間が取れない  
 その他（ ）

(4) お世話の悩みを誰かに打ち明けたことはありますか

→  ある  ない⇒3△

(5) 「ある」と答えた場合、誰に打ち明けましたか (複数回答可)

- 父       母       兄弟、姉妹       親戚       友人  
 担任の先生       保健室の先生  
 スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー       電話相談窓口  
 近所の人       アルバイト先の人       SNS  
 その他 (                      )

### 3 お世話を必要としている方について

(1) お世話を必要としている方はどなたですか

- 父       母       兄弟、姉妹  
 祖父       祖母       親戚       その他 (                      )

(2) お世話を必要としている方とは同居していますか

- 同居している       同居していない

(3) お世話を必要としている方の状況について (複数回答可)

- 高齢による衰弱       認知症       身体障害  
 知的障害       精神疾患       未就学児・小学生  
 その他 (                      )

### 4 お世話について

(1) お世話をしている頻度

- 毎日       週に3～5日       週に1～2日  
 1か月に数日       その他 (                      )

(2) 1日にお世話をしている時間

- 8時間以上       4時間以上8時間未満  
 1時間以上4時間未満       1時間未満

(3) お世話を始めた時期について

- 高校生       中学生       小学校高学年       小学校低学年

⇒6 自由記述欄へ

5 1 基本情報（1）で「いいえ」と回答した方のみ回答

- （1）周囲の友人等からお世話の悩みについて相談等を受けたことはありますか。  
ある場合、あなたはどのような対応をしましたか。

→ 自由記述

御協力ありがとうございました。

6 自由記述欄（学校や行政等に求める支援、悩みや要望など何でも）

御協力ありがとうございました。